

研究ノート

中国における人権論の二つの潮流

張 連 凱*

- I 序
- II 人権論の史的展開
- III 主流
- IV 非主流の探求
- V 結

I 序

今日、如何なる法制度によって、人権を保障できるかは中国の法学界にとって重要な課題であり、急務でもある。こうしたことを意識しながら、様々な議論が展開されている。しかし、これらの従来の議論は中国における人権論の本質を見ないままに、制度構想が打ち出されるように思われ。もっとも、最近の日本における中国法の研究者の中にも、中国における人権論の認識が不足であるように思われる。例えば、石塚迅は、「中国の人権観」のカテゴリの下で、中国の人権観の中心として、戦後、特に1970年代以降の中国の政府と共産党の変化について考えている¹⁾ようであるが、これでは「中国的人権論」を全面的、且つ、本質的に考え出すことができないように思われる。法制度による人権保障を考える場合、

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第12巻第1号 2013年3月 ISSN 1347-0388

※ 一橋大学大学院法学研究科博士後期課程

1) 石塚迅「第3章東アジア編・中国」稲正樹＝孝忠延夫＝国分典子編『アジアの憲法入門』（日本評論社 2010年）69-71頁。

その権利論の本質を探り出さなければならない。そのために、部分的に取捨するのではなく、その歴史的源流を考える必要がある。そこで、本稿の目的は法制度による人権保障を考える前に、如何に中国の人権——人権論を見るべきかを歴史的な視点から明らかにすることである。本稿はまず、中国における人権論の導入、展開と現在の議論状況を歴史的に整理すること（Ⅱ）によって、中国の現在の人権論の主流とその特質を導くことにする（Ⅲ）。そして、再び人権論の歴史的視点から、もう一つの非主流の人権論を見出すことにしたい（Ⅳ）。こうしたことによって、中国の人権論における二つの潮流を見出すことにしたい。主流の人権論だけに注目して、非主流の人権論に目を閉じたままでは、より建設的な議論を得ることができないと筆者は思う。本稿はこのような問題意識を持って、中国における人権保障に関する今後の展開を考える前提として、中国における人権論の独自の性格としての二つの潮流を考えてみたい。そして、最後、筆者として、これから如何に展開するかといった本論の問題をめぐる構想について、簡単に触れたいと思う。

Ⅱ 人権論の史的展開

Ⅰ 源流

① 西洋の衝撃

中国における人権論を考えるにあたって、その本質を見極めるため、歴史的源流をみるのが重要であることを指摘したい。そこで、本稿はこのような問題意識の下で整理から始めたい。

アヘン戦争におけるイギリス軍艦の砲火に象徴される西洋の衝撃が、中国における「天朝の体制」をすどく突き動かし、政治・経済・社会のあらゆる分野に激しい動揺と変革を引き起こすことになった。中国の「近代」の幕が開かれた。アヘン戦争をきっかけに、列強との間で不平等条約が次々と結ばれた。中国は諸国の半植民地地であるような状態に入り、「条約の世紀」ともいわれる中、その主権は弱められるどころか、むしろ、失われつつあった²⁾。「侵入」は武力によるものに留まらなかった。西洋の文化の中国への「衝撃」も強かった。中国の近代

以前、明末清初のカトリック伝道がすでにあったことが象徴的である。この時期におけるカトリック伝道は、キリスト教および西洋科学の導入という点で、少なくとも明末の知識人にとって、まさしく未知新来のヨーロッパ的宗教または科学として受け取られた。その刺激は中国の思想と科学を「近代」に近づけるための役割を果たし、一つの新しい時期を画したものといえる³⁾。例えば、中国農民の抱いた素朴な反封建的理想——人々平等、天下太平の理想をキリスト教的平等思想と結びつけて説かれる太平キリスト教の基礎思想からは中国の「近代」思想への志向が見られる⁴⁾。

西洋の衝撃は中国の下部——支配される側における人々に対してだけではなく、武力による侵入とともに、中国の上部——支配する側においても、西洋に対する対応が変化した。西洋文化——科学技術の面＝物質文明と思想の面＝精神文明の面において、それぞれの対応が新たな形で中国において現れつつあった。

② 思索と対応

アヘン戦争の直後、開明的官僚たちには西学への関心がすでに見られるようになった⁵⁾。しかし、それが一層高まる気配はなかった。しかし、甲午敗戦（1895年）後、西洋の強大の理由はどこにあるのかを本気で考えるようになった。1860年代に入ると、開明的官僚、知識人の中に、「西学」への積極的な関心が一気に高まった。

積極的な関心を示し、さらにそれを実現に向けたのは「洋務派」である。ところが、当時の政治体制では民主・民権・人権などの思想といった西学の最も重要な一面は排除されざるを得なかった。この点で象徴的なのは、所謂「中体西用」

2) 赤塚忠＝金谷治＝福永光司＝山井勇編集『中国文化叢書3 思想史』（大修館書店1967年）265頁。

3) 石塚・前掲注1) 267頁。

4) 赤塚ほか・前掲注2) 269-271頁。

5) 清政府の官僚である魏源（1794-1857）は『海国図志』（1842-1852）の中で、アメリカの「多数決原理」制度などを高く評価し、また、徐繼漢（1795-1873）は『瀛環志略』（1848）の中で、イギリス、アメリカなどの民主的な議会制度、大統領制度を紹介し、洪仁軒（1822-1864）は『資政新篇』（1859）の中で、イギリスの「良き法」、アメリカの公正、日本の将来性などを記述している。

— 中国の学 (= 伝統的学) を体となし、西洋の学 (= 科学技術) を用となす — という議論である。このように、当時中国は西学の導入には積極的だったが、そこにはかなりの極限性があるといえる。思想・制度は中国の方が優れているという認識は依然として根強く残存していた⁶⁾。一方で、西洋の「良法」にならって、議院制度を設置することなどの提言も早くから⁷⁾⁸⁾あった。「西学」の中身は単に科学技術に限られるべきではなく、政治・文化・社会・法律なども含まれるべき等の主張である⁹⁾。こうした中で、西洋の先進的な思想と理念は止められないほどの勢いで中国の最上部における皇室までも蔓延してきた。

こうした風潮の中で、変革運動は始められた。その核心は政治・経済・文化・などを西洋に倣って改革することによって国家を救うということである。この点だけからすれば、すでに紹介した「洋務派」とは軌を一にするが、洋務派は軍事、社会経済分野に限られるのに対して、「変革派」は「いくら堅い戦艦と大砲を持ち込んでも、いくら製造技術を導入しても、それらは国家を危機から救うことはできない……『本朝』の政治はすでにすべて腐壊¹⁰⁾して、根本的に変えなければならぬ」と考えた。中心人物である康有為は、封建的政治制度と法制度の改革を強調し、西洋の三権分立の法治原則を提唱し、議院の開設、君主立憲政体を主張している¹¹⁾。梁啓超も、西洋の議会制に変革しようと呼びかけ¹²⁾、「民権は興となれば、国権は成り立ち、民権は亡ければ、国権は滅ぶ¹³⁾」と民権を強く謳っている。康有為らは、革新政治の実行に着手しはじめるが、その新政はわずか百日にたらず、宮廷の保守派による反変法のクーデターによって挫折させられた。

「変法運動は、その終局において失敗に帰したが、新しい時代に処して中国の政治をたてなおすためには、『西洋』の科学、技術、機器ばかりでなく、その政

6) 陳隣臣『中国の歴史・近現代編1』(平凡社 1986年)128頁。

7) 郭嵩クンほか『郭嵩クン等使西記六種』(三聯書店 1998年)190頁。

8) 鄭観応「盛世危言・自序」『鄭観応集・上』(上海人民出版社 1982年)233頁。

9) 侯強『社会転型与中国法律現代化：1840-1928』(中国社会科学出版社 2005年)38-39頁。

10) 钟叔河『走向世界』(中華書局 1985年)416-417頁。

11) 康有為「上皇帝第六書」『戊戌变法(二)』(上海人民出版社 1957年)199頁。

12) 梁啓超『飲水室合集』文集之一(中華書局 1989年)128頁。

13) 梁啓超・前掲注12)文集之三128頁。

治制度をも採り入れた根本的な改革を必要とするという考えかたを実践にまでおしすすめ、またその目的のために組織的な啓蒙運動を展開して、一般官僚知識人の間に西洋の政治に対する積極的な関心をかきたてたことにおいて、大きな¹⁴⁾意味を有する。

③ 人権論の導入とその特徴

変法運動は結局「百日維新」に終わったが、その前後から進められていた西洋の政治、社会理論の移入は維新の頓挫によって中断されなかった。その後、「民主主義」、「民権主義」、「民主革命」を提唱する雑誌が次々と出てきた。まだこの時期、西洋の新思想、理論は主に翻訳（特に多くは日本語訳の重訳）を通じて中国に紹介されていた¹⁵⁾。

人権論の導入が中国への「帝国列強の侵入」を契機とすることが、「以後の中国の人権論の曲折した歩みを運命づけた」¹⁶⁾。議論は様々である。例えば、陳天華は「我らは総体の自由を求めているのであって、個人の自由を求めているのではない」¹⁷⁾とし、個人追求の視点から「人権」を考えていない。楊毓麟は「個人の権利主義は個人権利主義ではなく、実に公德を建築する場であるゆえに、天賦人権は人の公理であり、天下の正義である」という¹⁸⁾。

これらの「人権論」は常に「救国」の方策と不可分に結びついて、西洋の人権理念をその本来的内容で受容をしなかった。梁啓超も当時、「民権のため国家像」を描いた¹⁹⁾が、変法運動の挫折をきっかけに、「思想は一変した」²⁰⁾。「国が亡くなれば、人権も亡くなる」²¹⁾と言うようになり、民権と国権の関係を関係概念として捉え、「救国」という命題と不可分に関係付けた²²⁾。土屋は次のように指摘

14) 赤塚ほか・前掲注2) 275頁。

15) より詳しくこの時期における多くの西洋書物の紹介については、熊月之『中国近代民主思想史』（上海人民出版社 1986年）320頁以下に参照されたい。

16) 土屋英雄『現代中国の人権——研究と資料——』（信山社出版 1996年）23頁。

17) 陳天華『辛亥革命前十年間時論選集』第二卷上冊 124頁。

18) 楊毓麟・前掲注17) 第一卷下冊 631頁。

19) 梁啓超・前掲注12) 第一冊文集の四 12頁。

20) 梁啓超・前掲注12) 第二冊文集の十一 18頁。

21) 梁啓超・前掲注12) 第一冊文集の三 69-71頁。

している。梁啓超の人権論、「救国命題と不可分であったがゆえに、その内容はきわめて重い意味と深い影響力を有していたし、救国命題から解放されなかったがゆえに、柔軟で優れた知性で西洋の理論・思想を吸収しながらも、自己の枠組を原理的に超えることができなかつた。国家そのものが『亡』の危機にあるという認識の下では『国家』及び『群』からの自由、それらにおける自由を問うことの意義はほとんどなかつた」²³⁾。

孫文は1912年臨時大統領に就任後、「共和国」を樹立し、「天賦の自由に思いをめぐらし、悠々の幸福を祈って前途の障壁を除こうとしたものである」²⁴⁾と説いた。同年に公布された「中華民国臨時約法」は、「日本の明治憲法を凌駕する当時の世界で最も進歩的な憲法の部類に属していた」²⁵⁾と言われる。しかし、現実には、それはただの形式に過ぎなかつた。旧秩序は再び戻ってきた。中国は軍閥と列強による統治の中国に変わりつつあつた。中国の人々は政治権利など何もなかつた²⁶⁾。国民革命、共和国の採用にもかかわらず、人権が実現されなかつたことを意識しながら、富強と独立をはかるために、「人心の団結」、「群力の発揚」を必要とし、民権発達のための「合群」という理念が自分の思想的枠組の中に組み込まれた²⁷⁾。それから、この「群体」的理念を基軸とし、かつて追求されていた西洋の「文明の自由」と決別し、新たな「自由論」を展開するようになった。孫文は個人の自由ではなく、団体に属する「団体の自由」・「国家の優先」を求めるべきと考えるようになった²⁸⁾。「個人」より「国家優先」の論理は、彼が亡くなるまで変わることはなかつた。

屈曲の歴史の下において、人権が導入されたが、この時期においては人権論が常に「救国」の方策と不可分に結びついて、西洋の人権理念をその本来的内容で受容をしなかつた。人権理念を彼らの認識している当時の歴史と現実に合わせて、

22) 梁啓超・前掲注12) 第一冊文集の二4-7頁。

23) 土屋英雄・前掲注16) 73頁。

24) 孫文『孫中山全集』第二巻(人民出版社 1956年)8頁に参照。

25) 土屋英雄・前掲注16) 77-78頁に参照。

26) 張磊『孫中山思想研究』(中華書局出版 1981年)73頁。

27) 土屋英雄・前掲注16) 81頁。

28) 孫文・前掲注24) 第九巻120頁。

民族主義や総体主義、多数的自由と接合させたものであった。民権は「天賦人権」と言いながらも、救国命題と不可分であった。「救国のための人権論」はこの時期における人権論の特徴といえる。

2 交錯

① 新文化運動

革命の失敗に伴い、中国新民主主義革命²⁹⁾期の幕を開いた。五四運動は新民主主義期の開始を象徴する。各種の社会学説は中国において、さらに広まっていく。反封建主義の思想、西洋の新思想もこの時期において大いに中国に入ってくる。民主、自由、平等、博愛、天賦人権、個の解放等等、新たな形で活発に議論されるようになり、民主と科学の思想観念は深く中国の各所に浸透しつつあった³⁰⁾。

新文化運動の先鋒である李大釗は「現代民主主義の精神は、すなわち、一つの共同体における個人でさえあれば、いかなる種族、いかなる属性、いかなる階級、いかなる地域でも、政治的、社会的、教育的均等の機会を有し、それぞれの個性を発揮し、それぞれの権利を享有する」³¹⁾と言ひ、「国家利益と社会利益は個人主義と衝突する場合、根本的個人利益の保護を基本」にして、国家憲法も民主と人権、平等的な人権を基礎としなければならないと³²⁾言ひ、学生や青年層に圧倒的な支持を受けた。

② 人権思想の対応

きわめて果敢に、「個人主義」や「人権思想」を最も徹底していたのは胡適である。清末期の「中体西用」論の中で様々な形で取り上げられた「政治的、社会

29) 旧民主主義革命と新民主主義革命の異同については、『毛沢東選集』第2巻（人民出版社 1991年）668頁。毛沢東論文の日本語訳については、基本的に土屋・前掲注16）を参照した。必要に応じ、筆者が若干の訳文の修正を行っている。

30) 劉永平＝李賀林＝王彦峰『20世紀中国の人権思想』（経済科学出版社 2000年）46-47頁。

31) 『中国現代思想史資料簡編』第1巻（浙江人民出版社 1986年）2頁。

32) 前掲注31）8-9頁。

的領域における『自由』という問題が、19世紀の中国に強く意識され始めた³³⁾が、すでに述べたように、この時期の自由主義は歴史的現実の中で生まれた独自の意味で中国に入ってきた。

しかし、一見して胡適は違う。彼は個人主義を最も徹底的に主張している。彼は社会、或いは全体が個人を圧殺することに強く反対し、批判を行った。「社会は専制をもっとも愛し、しばしば強力をもって個人の個性を破壊し、個人の自由独立の精神を押しつぶす³⁴⁾と説かれている。また「自治の社会、共和国の国家は個人の自由選択の権利と行為に対する自己責任を必要としており、そうでなければ、自己独立の人格を作り出すことはできない³⁵⁾と考えていた。だが、当時中国においては「何よりも民族共同体そのものの存続のために、この危機をいかにして乗り切っていくかということが最も重要な課題とならざるをえなかった」。それは、「『啓蒙』と『救亡』という課題の『二重変奏』、そしてその中での『救亡』の主題の登場ともいえる³⁶⁾。民権と人権が深い共通性を持ちつつも、他方、ある種の本質的な差異を内包する対立であった状況に直面する時、胡適の主張は実はほとんど空語空論にひとしい側面をもっていた。これは三〇年代初めの中国におけるいわば人権と民権の交錯という位相である³⁷⁾。「寛容は自由よりも重要である」——「イブセン主義を終生の指針として胡適が晩年にたどり着いたこの言葉は、今日、いっそう重みをもって、私たちに様々なことを語りかけてくれるのではなからうか³⁸⁾と清水は言う。

③ マルクス主義の中国的位相：毛沢東の人権思想

マルクス主義に接触する前の毛沢東の思想は梁啓超の影響を受けたが、「自由主義、民主主義的改良主義、ユートピア的社会主義の奇妙な混合物」であっ

33) 野村浩一『近代中国の政治文化——民権・立憲・皇権』（岩波書店 2007年）175頁。

34) 胡適「胡適文存一集」『胡適全集』（安徽教育出版社 2003年）第1巻。607-608頁。

35) 胡適・前掲注34）615頁。

36) 野村浩一・前掲注33）154頁。

37) 野村浩一・前掲注33）156-157頁。

38) 清水賢一郎「胡適——『健全なる個人主義』を貫いたりベラリスト」佐藤慎一編『近代中国の思索者たち』（大修館書店 1998年）156-158頁。

た³⁹⁾。もっとも、彼には、「“個人の価値”を重視し、個性の解放、個性の発達を強調」する一面も覗える⁴⁰⁾。

ところが、1920年代に入ると、毛沢東は『共産党宣言』、カウツキー『階層闘争』、カーカップの『社会主義史』などの中国訳を読んで、思想が変わり始めた。彼は人類が「連合する天性の才、群で切る天性の才、社会を組織する天性の才」をもつ、この「群」と「社会」こそ「連合」である他はないと言う⁴¹⁾。こうして、中国を救う根本的方法としての民衆の大連合、救国と大衆的な集団主義の結合が毛沢東の思想の中に形成されていく⁴²⁾。

「人権」という言葉を用いながらも、自由と人権は天賦的なものではなく、人民自身によって「戦い取る」ものである⁴³⁾と彼は考え、反自由主義の傾向も見られる。「革命的な集団・組織の中での自由主義は、きわめて有害なものである。それは団結を弱め、結びつきを緩め、活動を消極的にし、意見の不一致をもたらす腐食剤である。それは革命の隊列に厳密な組織と規律を失わせ、政策の徹底的遂行を不可能にし、党の組織を党の指導する大衆から遊離させる。これはゆゆしき偏向である。自由主義の根源は個人の利益を第一に置き、革命の利益を第二に置く少ブルジョア階級の利己心であり、そこから思想上、政治上、組織上の自由主義が生まれる」⁴⁴⁾という。毛沢東の思想特質は「反自由主義」の面にあるのみではなく、同時に「集団主義」と不可分に結びついて説かれているように、彼の「個」の思想と価値は従来の西洋的なものではなく、その内実は革命的集団主義を優先して機能させるものであるといえる⁴⁵⁾。

④ 纏め

新民主主義革命期は、中国の思想界にとって波乱の時期である。自由主義を貫

39) エドガー・スノー（松岡洋子訳）『中国の赤い星』（増補改訂版）（筑摩書房 1972年）101頁。

40) 李銳『毛沢東同志の初期革命活動』（中国青年出版社 1957年）42頁を参照。

41) 『人民日報』1957年3月1日、3月18日、4月10日に参照。

42) 竹内実監修・毛沢東文献資料研究会編『毛沢東集』第1巻（北望社 1972年）57頁下。

43) 毛沢東・前掲注29）第3巻971頁。

44) 毛沢東・前掲注29）第3巻331頁。同・前掲注42）第3巻56頁。

45) 毛沢東『毛沢東文集』第3巻（中央文献研究室 1993年）415-417頁。

こうとしている胡適でさえその晩年、後人に「自由より寛容」という意味深い語を残している。毛沢東にあっては、「自由」が「個人の自由」より、「集団の自由」として観念された。「自由」の主体は「人民」である。ここでは、権力と自由——「民権と人権」の交錯が再浮上する。この時期の人権思想は、いずれも個の優位から出発しながらも、依然として、「救国」と「対外」という歴史的現実から逃がられなかった。

3 消沈

① 内戦と建国初期の歴史背景

抗日戦争終結の直後、勝利の果実に直面し、国民党と共産党の対立が次第に浮上し、1946年、内戦が勃発した。毛沢東は国民党を支援したアメリカに強い不満を漏らした。彼は「帝国主義の侵略は西方から学ぼうとする中国人の迷夢を打ち破った。不思議なことだ、なぜ先生はいつも生徒を侵略するのか」と呟いた⁴⁶⁾。彼は「人民内部における民主の面」と「反動派に対する専政の面」を結びつけることによって「人民民主専政」を選択した。彼はもはや「人権」という言葉を用いなくなり、権利の享有主体である人民の範囲はより限定され、階級性がより強く打ち出されるようになり、西側の「民主的個人主義」を「旧民主主義」とし、中国の「人民主義」を「民主的集団主義」⁴⁷⁾として論じるようになった。この時期においては、超階級的な法律観ではなく、階級的な法律観が明示されるようになり、「普遍的」な『人権』の退場はこの一環であった⁴⁸⁾とも言える。まだ建国後、間もないこの時期、新たな経済建設の問題が浮上していた。工業化率は極度に低く、しかも工業の規模が小さくて、技術や装備も立ち遅れており、自分自身の重工業基地をもたないという経済の後進性が経済建設を不可避にしていた⁴⁹⁾。

46) 毛沢東・前掲注29) 第4巻1358-1360頁。まだ、山田慶児編『中国革命——現代革命思想3』(筑摩書房 1970年)344-246頁。

47) 毛沢東・前掲注29) 第4巻1376-1377頁。

48) 土屋英雄・前掲注16) 114-115頁。

49) 『中国資本主義の変革過程 上』中国行政管理局中国科学院経済研究所 資本主義経済改造研究室(江副敏生=加賀美嘉富共訳)(中央大学出版社 1971年)66-67頁。

② 共同綱領と大衆運動

こうした状況の中で、1949年に臨時憲法である「中国人民政治協商會議共同綱領」が制定され、劉少奇は新民主主義の建設と強化を説いた⁵⁰⁾。しかし、毛沢東は1952年に中国国内の主要矛盾は「労働者階級と民族ブルジョア階級との矛盾」⁵¹⁾であるという見解を提示し、劉少奇らの「新民主主義の社会秩序を確立する」という観点を「右傾」であるとして、「有害」であると批判した⁵²⁾。結局、「中華人民共和国の成立は中国革命の第一段階の基本的終結と中国革命の第二段階の開始を表示する」ものとした上で、「中国革命の第二段階の任務は中国において、社会主義社会を建設し、都市と農村での資本主義の要素を完全に消滅させることである」⁵³⁾と断じた。

こうした中で中華人民共和国建国から「五四憲法」の成立まで、きわめて激しい大衆運動が展開されていた。土地改革、反革命鎮圧、三反・五反等の運動が、次々と起きた。運動の中で、『反革命の鎮圧に関する指示』や『反革命処罰条例』などの関連法令が相次いで制定された。これらの法令は人権との関連で実体的、手続的に重大な問題を含んでいるものであって、根本規範であるはずの共同綱領上の人民の権利と自由と無関係に効力を有していた。

③ 「五四憲法」体制の成立とその動揺

大衆運動の歴史を背景に、政権基盤が強化され、党が憲法の制定に着手した。「大衆討論」を経て、1954年の第一期全国人民代表大会第一回会議で憲法が採択され、公布された。「五四憲法」とも呼ばれる。

この五四憲法は次の三つの特徴を有する⁵⁴⁾。第一に、社会主義的原則の貫徹である⁵⁵⁾。第二に、人民民主原則の確立である。第三に、民族団結、国家統一

50) 劉少奇「在北京市第三屆人民代表大會議上の講話(1951年)」『劉少奇選集 下卷』(人民出版社 1985年)60頁。

51) 毛沢東・前掲注29)第5巻65頁。

52) 毛沢東・前掲注29)第5巻89頁。

53) 「為動員一切力量把我国建設成爲一個偉大的社会主义国家而奮闘(1953年)」中央文獻研究室編『建国以來重要文獻選編』第4冊(中央文獻出版社 1957年)693頁下。

54) 翁有為=席富群=趙金康『当代中国政治思想史』(河南大学出版社 2001年)85-89頁も参照。

と独立の原則である。「中国人民が渴望していた憲法が、今日ついに生まれたのである」⁵⁶⁾として、「五四憲法」は当時、大いに歓迎された。

憲法成立の翌年に「肅反」によって一旦憲法体制の動揺が見られたが、その後、1956年からは、一連の大衆運動による憲政体制の回復も見られる。それは毛沢東の党中央政治局会議の発言から始まったと思われる。彼は「芸術の分野では百花斉放、学術の分野では百家争鳴を行う」と述べて、「憲法の枠内なら、さまざまな学術思想は正しくとも、間違っているとしても、彼らに言わせ、干渉しない」と明言した。

こうした、上からの自由化——「百花斉放・百家争鳴」の運動が（「放鳴」）が始まり、次第に全国的に広がっていった。こうした「放鳴」の下で、毛沢東の「冒進」の思想に反対する潮流が党内において強まってきた。この潮流の中で、経済的政策の問題も相まって、毛沢東の政治上の地位も次第に低下していった。こうしたことに対して、毛沢東は不満を漏らし、大衆運動の形式によって右派に対して激しい批判を展開した⁵⁷⁾。こうした反右派の嵐の中で、右派に対する攻撃は恣意的になり、エスカレートし、数えきれない人権の侵害が生じ、さらに、憲法体制を動揺させ、またその後の「大躍進」と「文化大革命」へのルールも敷かれた⁵⁸⁾。

④ 権利闘争における人権論の消沈

こうした権力闘争の中で、国家の根本法としての憲法の権威は急速に低下し、それから推進された「大躍進」と「文化大革命」の中で憲法規範との抵触、そして憲法規範の無視などの問題がさらに進み、「憲法体制」から「党治体制」へと転換した。憲法が機能しえなくなった状況の下で、個人の権利と自由の保障は次第に弱まるようになり、公共と集団の利益のため、個人の利益を犠牲にする共産主義の精神が一層強まってきた。更なる毛沢東思想の浸透によって「人民」の権

55) 毛沢東・前掲注53) 第5冊461頁。

56) 『人民日報』社論 1954年9月21日。

57) 毛里和子『新版 現代中国の政治』（名古屋大学出版社 2004年）42頁も参照。

58) 毛里和子・前掲注57) 43-45頁。

利と自由は絶対的のものではなく、敵と味方の基準によって、常に敵が「人民」から引き出され、「人民」の権利・自由の恣意的な侵害につながった。その後、事態は一層悲惨になり、人権論はこうした権力闘争の中、憲政体制の崩壊に伴って消沈してしまった。

4 展開

① 反省と批判への対応

権力闘争にタブー化されていた人権論は、1989年以降に新たな形で展開されるようになった。それには、文化大革命に対する反省と改革開放における現実問題の解決の両面があると思われる。この文化大革命は社会主義の民主と法制を破壊し、人権が恣意的に侵害されるのは常であった⁵⁹⁾。こうして、タブーとされた人権論は文化大革命の終結によって復活し、中国共産党第11期三中全会における方針転換によって、再び議論されるようになった。苦痛な経験をした中国は文革の混乱を是正し、民主と法制に対する蹂躪に対して、深刻な反省を行い、社会主義的な法制を強化し、法律の前の平等を重要視し、法律を超越した特権を有してはならないとの認識に達するようになった⁶⁰⁾。その後、改革開放に伴い、都市部を中心とした民主化の潮流は次第に拡大した。そして、1989年4月共産党の元総書記・胡耀邦の死を契機として、民主化運動がさらに展開された。運動は「自由・民主・法治・人権」の要求を根本的な目標として、その獲得と実現を目的としていたが、同年の6月、政府は学生や市民に対して「暴乱」の名目の下に軍隊を投入し、武力でこれを鎮圧した。いわゆる「天安門事件」である。

天安門事件の後、諸外国のマスコミにより、中国の党や政府は、国際社会からの激しい批判に曝されることになった。こうした中で、人権概念の新たな構成と西欧からの批判への対応として、国家の指導層は専門家に「人権問題の研究を深めることに関する指示」を出し、人権に関する政策的手直しを検討し始めた。その「成果」が、1991年末に公表された「人権白書」⁶¹⁾である。しかし、「これは

59) 劉永平=李賀林=王彥峰『20世紀中国的人権思想』(経済科学出版社 2000年)119頁。

60) この時期の人権論の歴史的局限性を指摘するのが土岐茂「今日の中国における人権概念」『比較法学』28巻2号40頁。

あくまでも体制の防衛という観点からのものであり、換言すれば体制の『平和演変』(平和的変転)を防止するための理論武装を目的としていた⁶²⁾と鋭く指摘されている。また、「白書は89年天安門事件以降、国際的批判に対する中国の反論的性格を有」している。特に、鄧小平は欧米がアヘン戦争以来、中国人の人権を侵害してきたことを強調し、国権と人権との関係について、「国権は人権より一層重要である。弱小国家、第三世界の国家の国権はつねに彼らに侵害されてきた。彼らのあの人権・自由・民主は力を頼み弱者を虐げる強国、富国の利益を擁護し、覇権主義者、強権主義者の利益を擁護するものである」と論じている⁶³⁾。人権と思想の解放を唱えながらも、人権は主権の範囲内の問題であって、人権保護は内政不干渉を前提にすることや人権はまず人民の生存権と発展権であることを強調する認識であった⁶⁴⁾。

② その特徴

前にも述べたように、この人権白書は中国における人権論に決定的な影響を与えた。そのために、必要に応じて最小限に人権白書を紹介することにした。第一点は、主権の人権に対する優位である。白書が、人権は人類の理想であるが、主として国の主権の範囲内の問題とする。第二点は、生存権の重視である。即ち、「人権は何よりもまず人民の生存権である。生存権がなければ、その他すべての人権はあり得ない」。「人民の生存権を保護し、人民の生存条件を改善することが、今なお最も重要な課題である」。第三点は、所謂「発展の権利」である。白書は「広範な発展途上諸国の人民にとって最も切実な人権問題は、依然として生存権と経済的、社会的、文化的な発展の権利である。したがって、発展権は優先的に重視されるべきである」と主張している。この発展権は、第二次世界大戦後に第三世界の国家を中心として主張されてきた新しい人権論であること、また、個人の人権より集団的人権のほうが重要であることなどの特徴を有している。この白

61) 國務院新聞弁公室「中国的人権状況」『人民日報』1991年11月2-5日。また『北京週報』第29巻44号8-41頁も参照。

62) 土屋英雄・前掲注16) 138頁。

63) 鄧小平『鄧小平文選』第3巻(人民出版社 1993年) 345-348頁。

64) 「維護人権尊重主権反對霸權」『人民日報』1992年10月18日。

書から「対外的に主権の優位」、「対内的には国権の優位」という特徴が伺える。

「人権白書」は、中国の多くの憲法学者の論じている人権概念に強く影響している⁶⁵⁾。例えば、中国の代表的憲法学者の一人である王叔文は、「人権は一国の歴史および国家的諸条件に密接に関連するものであり、人権の発展は各国の歴史的、社会的、経済的および文化的諸条件に左右される。中国の人権は本質的に社会主義的であり、中国憲法の社会主義的人権に関する諸規定には過去百年以上にわたる中国人民の経験が集約されている⁶⁶⁾という考えを示して、中国的人権の特色⁶⁷⁾を説く。この白書の特色については「人権の中でも『個人的人権』は『生存権』第一、権利と義務の統一の原則、『発展権』重視によって、集团的・国家的利益の下位に立ち、〔質的観点より量的観点の優位、尚、『生存権』『発展権』は集团的人権とするのが中国では支配的である〕、さらに、『個人的人権』の中でも政治的、経済的人権は『生存権』につながる経済的、社会的人権よりも優先順位が低いという構造である」と評されている⁶⁸⁾。

この時期の中国の人権論が主権の人権に対する優位という特徴を有していることを指摘した西村幸次郎は「主権の人権に対する優位、集团的人権の強調と個人的人権の軽視、国家を前提とする『後国家的人権』による天賦人権の否定を特徴としている⁶⁹⁾と述べている。季衛東も次のように指摘している。「中国の実定法体系は今も昔も、決して独立した個人の抽象的人権を基礎にする個人権利本位のようなものではない。現行憲法をはじめとする諸法は『国家——集団——個人』という価値序列を明文で規定し、個人に対する国家の優位性を強調している。1990年代の人権外交でも見られるように、中国政府は人権より主権、個人的人権より集团的人権、市民的、政治的人権より社会的、精神的、文化的人権に重点を置いている。97年9月12日に開かれた中国共産党第15回全国代表大会が政

65) 吉川智「中華人民共和国憲法における人権保障」土居靖美編『東南アジア諸国憲法における人権保障』(嵯峨書院 2000年) 68頁。

66) 王叔文「中国憲法と社会主義的人権」比較憲法学会編『人権の理想と現実——南北、とくにアジアの視点から』(比較憲法学会 1997年) 86頁。

67) 王叔文・前掲注66) 86頁下。

68) 土屋英雄・前掲注16) 161頁。

69) 西村幸次郎「中国憲法の今日の問題」『大阪法学』第43巻2/3号上巻585-887頁。同『現代中国の法と社会』(法律文化社 1995年) 58頁下。

治改革のほか、人権保障にも言及した点は注目に値するが、リベラルな個人的権利という近代法上の概念をどこまで受容するかについてはまだはっきりしていない。権利というものに対する中央集権的で開発主義的なとらえ方は相当長い間変わらないだろう⁷⁰⁾。

③ 新たな「対抗図式の形成」——発展権論

この段階の人権論は、現代でも続けられている。論者によってさまざまな特徴を提示する一方、国権の優位と発展権の重視は、共通の認識であろう。しかし、筆者の考えによれば、この段階の人権論の展開は、特に「文化大革命における人権の蹂躪」に対する反省をきっかけとしていたが、しかし、生存第一、その結果としての発展の必要性、そのための国権の優位、という論理構成によって、それを利用して、体制の維持と一党統治の強化のために、新たな——対外的、あるいは欧米への対抗という形へと転換させられたに過ぎないと思われる。この点については、また後に再び議論したい。

5 現在

人権論に関しては現在においても、特に憲法学においては、基本的に1980年代以降展開されてきた議論が踏襲されている。2007年に出版された「20世紀法学系列教材・憲法」を見ると、1979年第23回国連総会に通過した『発展権に関する規定』と1986年第41回国連総会に通過した『発展権宣言』を参考にして、「発展権も人権の一種であって、平等な発展の機会を単に個人的人権にとどまらず、各国家の権利でもある。また、いずれの国家と民族もその自決権および本国の所有している資源と財富の処分権を有する。よって“集団的権利”、“第三代人権”などの新しい概念を提示する学者が大勢にいるわけである。これらの概念に従えば、一定の特定の集団（例えば、国家、民族等）も人権の主体となりうる⁷¹⁾というふうに述べられている。

従来議論を踏襲する一方で、2004年には新たな内容を加えた議論が一時的

70) 季衛東「中国的秩序における個人の位相」青木保＝左伯啓思編『アジア的価値とは何か』(TBSブリタニカ 1998年) 168頁。

に注目された。ここで簡単にそれを紹介することによって、現在の議論の一角を一瞥してみたい。

① 社会背景と和諧社会論

中国は改革開放政策の成功の導入によって目覚ましい経済の成長を遂げた。それが一党支配の正当性の証であると説かれる一方、この成長の背後に次第に問題が浮上しつつある。それはこの成長は中国の国民の全体ではなく、一部のみに偏ったことで、格差の不断な深化である所謂格差の問題である⁷²⁾。格差の拡大は必然的に社会的な不安定をもたらすことになるだろう。経済の成長、格差の拡大と同時に、中国の官僚の腐敗の問題もある。さらに、経済の発展の一環としての西部大開発は地方の民族主義の問題をも交えながら、人々の不満を生じさせ、相次ぐ暴乱は地方において発生することとなった。

こうした社会背景の中で、共産党は依然としてスローガンである「小康社会」⁷³⁾の実現を標榜して、それを達成するために、新たな理念を打ち出そうとした。鄧小平、江沢民の「全面的小康」の実現という目標を引き継いだ胡錦濤により打ち出された、所謂科学的発展観である。この科学的発展観は人間本位の安定的で持続性のある経済成長を遂げるために共産党と政府が取るべき基本的な考え方であり、また、これも格差拡大によってもたらされてきた社会の不安定化などの深刻な社会問題に対応するための考えでもある。そして、この科学的発展観との調和を図るのが、「和諧社会」論である。和諧社会論は主として、格差の拡大や、民族問題などに対応するためのものであると思われる⁷⁴⁾。格差の深化の問題や、さらに、民族などにかかわり社会の不安定の問題を一党統治の下で、解決

71) 許崇徳＝胡錦光＝李元起＝任進＝韓大元編著『憲法（第三版）』（中国人民大学出版社 2007年）190頁。

72) 三浦有史『不安定化する中国——成長の持続性を揺るがす格差の構造』（東洋経済所報社 2010年）3-4頁。

73) 関志雄「全面的な小康社会の建設に向けて——効率一辺倒から公平への軌道修正」中国経済新論 独立行政法人経済産業研究所。(http://www.rieit.go.jp/users/china-tr/jp/ssqs/051122ssps.html)に参照。

74) 「中国共産党第十七回全国代表大会における報告」『人民日報』。日本語版 2007年 11月 2日 (http://j.peopledaily.com.cn/20071102_79080.hotml)。

を図ろうとするものである⁷⁵⁾。

② 和諧権論

胡錦濤の「和谐社会」論に対応する目的としてと思われるのが、和諧権論である。これは憲法学者の徐顕明の考えである。2006年11月、中国人権研究会の主催される「人格権の尊重と促進を：和諧世界の構築へ」という国際シンポジウムが北京で開かれた。全国人大常務委員である徐顕明は、和諧権を第四代の人権として主張した。和諧権は人の心と体の和諧、人と人の和諧、人と自然の和諧という三つ要素によって構成される。そして、自由・平等・寛容・博愛・人道などは共に和諧権の基礎となっている。さらに、その規範的側面として、公権力が個々人を善く扱うことを要求する一方で、個人が権利を主張する際には、公共的利益を実現するように、権利を行使することを要求している⁷⁶⁾。この和諧権は全世界経済の高速成長にともなう貧富格差の拡大および世界社会環境の緊張などの問題を解決するための人類の必然の発展結果であるとする。和諧権は国権の最大の尊重と人権保障の調和に役立つものであると主張されている。

しかし、この和諧権であるが、その内容の虚しさで、多くの疑問が投げかけられて、その後の展開を閉じてしまった。例えば、「西洋の人々はまだ第一代の人権の中に奮闘しているが、中国人は一つの会議を開くことによって、いきなり第四代の人権を享受することになった」とネット上でも皮肉が多く寄せられている。また、「和諧権」は人権の一部になりえず、まだその中身が曖昧すぎて、法律上の用語として慎重に使用しなければならないとの疑義もあった。さらに、この「和諧権」は自由、平等などの権利より重要なのか、生存権や発展権との関係をどうつけるべきかなどについても明らかにされていないのであって、自由や平等、生存や発展といった権利が十分に保障されないまま、この第四代の人権を保障してもよいのか、といった批判もなされている⁷⁷⁾。こうして和諧権論は、追従者

75) 三浦有史・前掲注72) 6-8頁。

76) 徐顕明「和諧権：第四代人権」『人権』2006年第2期。また、それをさらに敷衍しているのは「和諧権也基本人權」『北京日報』2009年8月3日も参照されたい。

77) 中国語 (http://blog.sina.cn/s/blog_4b663389010006j3.html)。

によって部分的には講じられたものの、社会、学界の全体においては「コンセンサス」が得られないままである。

Ⅲ 主流

1 纏め

以上、私は中国における人権論を五つの段階を分けて、それぞれの特徴を考えてきた。すなわち、人権論の導入（時間的に言えば、アヘン戦争から変法維新まで）の段階では本質的な人権論は存在せず、人権を民権や国権などと混同しながら、主として「救亡」と「図存」のための議論がなされた。そして、五四運動から新民主主義革命までの人権論の第二段階では、当時の歴史と事実の下では、徹底した自由主義であった胡適が、ささやかな西洋の自由主義精神を導入しながらも、その晩年に「自由より寛容」という意味深い言葉を残し、この世を去ったことから伺われるように、人権は依然として民権と国権の交錯に生き、そこから逃れられなかった。また、新中国成立後から、文化大革命の終結までの間は「人権よりパンの時代」であって、それに加え権力闘争の中で、人権論はタブー化され、一時的に消沈してしまった。さらに、文革への反省と改革の進行の中で、一旦復権されるようになった人権論は再び発展権、さらに主権と関連づけられて、新たな西洋との対抗という形で展開された。この議論はいまでも支配的である。最後は現在においても、従来議論を踏襲しながらも、まったく新たな共鳴を得られない和諧権論を取り上げて、現在の議論の一動向をみることにした。

2 その主流の特徴——主権あるいは「対外的」の葛藤

こうした歴史が明らかにするように、中国の人権論の主流は人間に立脚する議論ではなく、何らかの主権・国権とのかかわりの形で議論されていることがわかる。筆者自身の判断によれば、おそらく、このような主流を見過ごす和諧権論が、何ら「コンセンサス」を得ることができないのは、当然であろう。話は戻るが、こうした歴史の経験からすれば、「人権は、一国の歴史および国家の諸条件に密接に関連するものであり、人権の発展は各国の歴史的、社会的、経済的および文

化的諸条件に左右される、歴史的な過程」⁷⁸⁾であるという理解がやはり一定の説得力をもつだろう。ただし、筆者はこれを強調するつもりはない。単に歴史から見る中国における主流の人権論の特質を明らかにしようとするだけである。そして、これらの特質に注目すれば、それぞれの論者によって提示されている中国の人権論は、この歴史から見れば、実は不思議なことではないだろうと思われる。例えば、土屋英雄は、中国の歴史が中国の人権論の曲折を運命づけたことで、「近年、アジア諸国と欧米の間で『人権』論争が繰り広げられているが、アジア諸国も人間の本質的尊敬という理念を否定しているわけではなく、欧米との主な争点はその理念に関わる各人権の理解と優先順位の問題である」⁷⁹⁾と述べて、アジア的人権論を提示している。同じように、西洋起源を有する普遍的とされている人権概念に対して異議を唱える「アジア型人権論」に同調する安田信之も、次のように述べる。「人権が、独立国家の主権を前提とするものならば、アジア植民地の人々は独立を達成するまでは、人権を享受するための前提を欠いていたわけです。これらの人々が西欧諸国の人々と同じ意味で、この普遍的人権を享受しうる立場を獲得し、したがって、この人権がたとえ理念の上であるにしても、言葉の真の意味での普遍的な存在となりえたのは、ほぼすべての植民地が独立を達成したごく最近のことであるにすぎません。ようやく普遍性を獲得したはずの人権概念が現在、最後にこの普遍的な人権を享受しうることとなった。これらのくにくにの人々からの疑義に晒されていることは、歴史的皮肉である、としかいいようがありません」⁸⁰⁾。安田はアジア型の人権の特徴を「集団の人権」として、さらに西欧型の人権を「個人の人権」として対置する見解に「共鳴」しながら、アジア型の人権概念の再構成に努めている。

また、やや別の視点から中国における人権論の特質をめぐる個人と集団の関係をみるのが、季衛東である。季衛東は次のように述べる「アジア的人権概念の本質は近代個人主義を超える集団主義にあると一般的には理解されている。すなわち、身分関係から解放された個人と国家との対立といった図式ではなく、個人と

78) 王叔文・前掲注66) 86頁。

79) 土屋英雄・前掲注16) 27-33頁。

80) 安田信之「アジア型人権論覚書」前掲66) 61頁以下参照。

社会中間組織ないし国家との連続性・統一性を強調するものである。しかも、その連続性・統一性は国家や組織の全体善を絶対視するもので、個人の権利をめぐる紛争を国家が判定するような法的メカニズム、いわば『法の共同体』に基づいたものではない。言い換えれば、個人は制度の出発点にはなく、とりわけ社会秩序と正義という面では、集団主義こそアジア的価値の中核だと考えられる。中国の多くの学者はそう考えている⁸¹⁾。

王雲海による中国の人権についての指摘も興味深い。王雲海によれば、中国の人権は①固有的・絶対的・普遍的なものよりも歴史的・相対的・具体的なものであること、②少数・個人の人権よりも多数・集団の人権の方が重視されること、③市民的・政治的人権よりも経済的・社会的人権の方が先決されること、④人権よりも国家主権の方が上位である⁸²⁾、などを特徴としている。議論の当否は筆者の判断するところではないが、少なくとも、こうした点に中国における人権の——私がいう主流の特質をみることができであろう。中国における人権論の主流は常に集団的・あるいは国家的な素因にかかわって議論されてきたのである。

IV 非主流の探求

1 文革の余滴・再訪

しかし、中国における人権論の主流のほかに、非主流を探求することが本稿の目的である。それは単刀直入にいうと、国家や集団などのかかわりのない、人間に立脚する人権論が存在している、という主張である。すでに述べたように、中国における人権論の復権と展開の一つの契機となったのが、文化大革命における「人権の無残な蹂躪」とそれに対する反省である。

この文化大革命における人権への残害は対外的なものではなく、そして国権ともかかわりがなかった。「文化大革命」の中で、“四人組”は法を無視し、人々の権利——特に人身の自由などに忌憚なく破壊を加えた。最も基本的な生存自由すらも侵害によってなくされたのである⁸³⁾。“四人組”の弾圧と文化大革命の終結

81) 季衛東・前掲注70) 145-146頁。

82) 王雲海「人権への中国的接近」『一橋論業』第112巻1号50-56頁。

後、「党と国家は社会主義の法制を強化し」、1975年憲法の中に明確に「公民の人身自由と住宅を侵害してはならない、いかなる公民も、人民法院の決定あるいは人民検察院の許可なしで、そして公安機関の執行を経てない限り、逮捕をしてはならない」と規定した。これらは「『文化大革命』の歴史的教訓を総括し、新憲法草案の規定によって公民の人格尊厳をいかなる方法の侵害からも保護する」⁸⁴⁾ものである。「『文化大革命』の十年の乱は民主と法制の破壊であって、社会主義人権の大破壊でもある」⁸⁵⁾といった認識が、中国には切実なものとしてあった。

文化大革命における人権の無残な破壊を認識し、三中全会後、中国の理論界での人権問題に関する議論は何回も行われた。そして、1980年前後の第一回の人権問題の大討論会の出現には深い歴史的原因があった。この歴史的原因は「“文化大革命”中に林彪、“四人組”の一派が社会主義的民主を破壊し、社会主義的法制を踏みにじったことに対する理論的清算、次に、広大な幹部と大衆が“文化大革命”中に受けた迫害、人身の自由の制限、拷問による自白の強要、冤罪の乱造、人命の軽視という災厄に対する歴史的反省、更に、その時期にわが国の公民が真の言論、思想、出版などの自由も喪失しただけではなく、基本的な生存権をも喪失したことに対する政治的反発、であった」⁸⁶⁾。

文化大革命を如何に評価すべきかは歴史学者の課題であって、ここでは問題としない。ただ、ここで強調しておきたいのは、この文化大革命の背後にあった無残な人間の尊厳の蹂躪や人格の破壊はただ単に過去のことにすべきではない。無数の人々の努力——人権思想の受容のための犠牲——から、現在のわれわれは教訓を見出すべきである。

2 非主流の人権論

文化大革命における人権の侵害から、中国においては、人権の侵害は単に外的

83) 蕭葳雲＝魏定仁＝宝音胡日雅克其編著『憲法学概論』（北京大学出版社 1982年）282頁。

84) 蕭葳雲ほか・前掲注 83) 282-283頁。

85) 劉永平ほか・前掲注 59) 123頁。

86) 土屋・前掲注 16) 419-420頁。

なもの、あるいは国権の不在によるものだけではないことが、意識されてきた。そして、この非主流の人権論は、実は芽生えて成長し続けた。この非主流の人権論は、主流派の人権論とは違って、人間の尊厳に立脚する人権論である。実はこれは中国政府の「人権白書」にもところどころに現れている。人権白書において、中国の人権に関する基本的な考え方としてあげられているのは「生存権」である。これは、まさに文化大革命に対する反省から人間に立脚する人権を意識したことの証であるといえる。

だが、この文化大革命の反省から獲得された「人間に立脚する人権論」は、党と政府の「体制の強化」と「一党統治の維持」のために、「発展の権利」という名目に乗せられ、本来は人間に立脚する議論であったにもかかわらず、「発展権」——対外的な——という欧米への対抗的図式へと転換させられ、さらに主流の議論——主権の問題に合流させられ、展開された。ただ、ここで注意しなければならないのは、そこに単純に、党と政府による体制の強化と統治の維持だけを見るのは、あまりにも狭すぎる見方であるということである。確かに、「体制の強化」と「統治の維持」という面はあるが、おそらくそれだけではなく、中国の人権論の歴史から見て、——常に「生存権」と「発展権」の結びつきの架橋として、「国家主権的、対外的」という性格に転換される運命を辿るのは、それなりの理由があって、一種の必然ともいえるだろう、ということである。

しかし、この中国の人々の無数の人権侵害の苦しい経験から獲得されたものには、単純に敷衍することができない部分がある。それはそれ以降の立法の中に、特に私法制度の中に身を隠しながら、限定的ながら、確実に成長し続けていることである。例えば、1982年に改正された憲法38条は「中華人民共和国公民の人格尊厳は侵されない。いかなる方法にせよ、市民を侮辱、誹謗または誣告陷害することは、これを禁止する」と定めている。また、刑法（1997年改正前の刑法）刑法131条は、「公民の人身権利、民主権利およびその他の権利を保護し、いかなる個人といかなる機関もそれを非法的に侵してはならない。情状の重い場合はその直接に行為する者は刑事処分に処する」と定めている。この条文の書きぶりはやや独特な性格を有するが、それは「文化大革命」における、公民の人身権利と民主権利の切実な保障がなされない状態に対する反省を含めて、人身権利と

民主権利の重要性を人々に促すことを目的」とする条項である。これらの条項が1997年の「刑法修正」によって、刑罰規定の不明確性を理由として削除された⁸⁷⁾のは当然とは思うが、ここで見ておきたいのは、文革の反省から獲得された人間に立脚する人権が、ところどころ、その後の立法に散在していることである。そして、1986年に制定された『民法通則』という法律の第5章は、「民事権利」を規定している。この章は四つの節によって構成されている。すなわち、第一節に物権、第二節に債権、第三節に知的財産権、第四節に人身権をそれぞれに定めている。楊立新によると、『民法通則』のこの規定は大きな意義を有する」。楊は次のように述べている。これは「立法者の人身権を含む人格権の重視の現れである。50年代、60年代の民法教科書と論文の中に、人格権に対する系統的・全面的な研究を見つけることはできない。そのためか、“文化大革命”において人の人格はまるで古い白紙のようにみだりに踏みつぶされたり、破られたりと、侵害された。ゆえに、『民法通則』を制定するにあたって、苦痛な経験を総括し、人格権の軽視によってもたらされた悲惨な結果を改めて、民事主体の人格権を規定することにしたわけである」⁸⁸⁾。民法通則第6章の規定を見ると、第106条の2項（故意・過失による不法行為）は人格権侵害の一般規定がある。そして、各種の人格権を規定している。例えば、姓名・名称権（99条）、肖像権（100条）、名誉権（101条）、生命・健康権（119条）などがある。また、これらの権利に対する侵害の民事責任として、特に2009年の『不法行為法』の中に、詳細に規定（第15条に権利侵害責任の主な負担方式について、侵害停止・妨害の排除・危険の除去・損失の賠償・謝罪、名誉の回復などが規定している）され、人格権の保護を具体化しており、人権保障を積極的に対応している一面がある。

こうして、この非主流の人権論は中国においてはすでに芽生え、成長しつつある。これは人間に立脚するものであって、脱国家、脱団体的性格を有するのである。苦痛な経験から獲得された「非主流の人権論」は、中国において、根を下しつつある。

87) 樊鳳林=周基華=陳興良『中国新刑法理論研究』（人民法院出版社 1997年）638頁。

88) 楊立新『楊立新民法講義・人格権法』（人民法院出版社 2009年）30頁。

3 その特質

人間の尊厳に立脚する非主流の人権論は、何より「人格権」を中心的な柱として構築されていることがその特徴の一つである。それはまさに文化大革命における人権侵害に対する反省の典型的な表れであろう。もっとも、この非主流の人権論は、国権的——対外的——、といった従来の人権論の葛藤から離れて、独自に成長してきた。更に、この非主流の人権論は従来の西洋的——自由権を中心とする人権論とも違う⁸⁹⁾。

そして、この非主流の人権論は、その後の立法——特に私法制度——において育まれ、さらに一定の成果として結実したことが、いま一つの特徴である。そして、この特徴をめぐっては、現在の中国においてますますその機能が注目され、議論されている。この点の議論は、民法学において最も活発的に行われている。近年、民法学では人格権に関する多くの研究が存在している。例えば、孟玉の『人格権的民法保護』（北京出版社 1988年）、楊立新の『精神損害賠償疑難問題』（吉林人民出版社 1991年）、関今華の『精神損害賠償実務』（人民法院出版社 1992年）、王利明編の『人格権法新論』（吉林人民出版社 1994年）などがあり、そしてごく最近出版されたものとしては、例えば、楊立新の『人身権法論（第3版）』（人民法院出版社 2006年）、王利明の『人格権法研究』（中国人民大学出版社 2005年）などもある。これらの専門書のほか、法学教科書の中にも「人格権」に言及しているものがある⁹⁰⁾。さらに、「人格権」を独立にした章として立て、それについて詳しく検討している教科書もすでに出てきた⁹¹⁾。これらの研究は「人格権」という権利自体に対する研究にとどまらず、この人格権の法律による保障の問題にも及ぶことで、「生命権」、「身体権」、「健康権」などの一般的な人格権から、「姓名権」、「プライバシー権」、「自由権」まで深く検討している⁹²⁾。

89) この点については、更なる展開を必要であろうが、他の論稿に譲りたい。

90) 李由義編『民法学』（北京大学出版社 1988年）。

91) 張俊浩編『民法学原理』（中国政法大学出版社 1991年）。

92) 楊立新・前掲注88) 26-27頁。

V 結

1 問いの現在

近代中国においては、国権の喪失による人権論の移入、そして、その後の波乱の展開の歴史によって、人権論の曲折した歩みが運命付けられた。よって、中国における人権論をめぐっては、団体・国家と主権の葛藤の中に生きているという「主流」の立場は、それなりの理由をもっているだろう。だが、その中で見失われるべきでないのは、団体と国家と無関係に存在している——人間に立脚する「非主流の人権論」である。この人権論は従来の団体や国家との葛藤から離れる一方で、西洋的な自由権を中心とする人権論とも一定の距離を持つ、特徴がある。こうして、中国においては、実は二つの人権論が存在していると、私は見ている。

筆者がここで主張している「非主流の人権論」を、「主流の人権論」と同じレベルにまで引き上げて、法制度による保障のあり方を考えるという見方は、管見の限り、まだこれを主張する論者がいない。従来の議論は、「人間の尊厳」に重心を置いて人権論を説明しながらも、主流の人権論の説明のための議論が多いように思われる。或いは、集団——主権との関わりで語るものが多い⁹³⁾。そのためか、筆者の主張している非主流的人権論を中心とする議論は現段階においては、非常に乏しいと言わざるを得ない。これから、このような議論の学術レベルでの蓄積が非常に重要である。

2 残留の課題——問いの再構築

以上、中国における人権論について考察したが、この人権論の二元論を強く意識した上で、主流の人権論を前提としつつ、中国における人権保障のための法制度の建設を考えるのが、これからの真の課題である。そして、人間の尊厳に立脚する人権論を中心とする非主流の人権論をめぐって、いかに法制度を整備するかが非常に重要であると思われる。最近では、中国では私法による人権保障の動きが

93) 例えば、王叔文は、中国憲法が規定する人権の特色として、生存権をもっとも強調して、個人的権利と集団的人権の結合、権利と義務の一体性などを指摘している。同・前掲注66) 88-92頁を参照されたい。

出てきているようである。しかし、その難点となるのは、ここにいう、個人の尊厳を重心とする非主流の人権論が、従来の憲法の枠とどういう関係を付ければよいかという点——すなわち、最近議論されている憲法と民法の関係の問題である。このような課題を意識して、筆者の今後の研究がどのように展開されるかについて、簡単に明らかにして本稿を締めたい。

筆者は、非主流の人権論の脱・国家と集团的側面に注目して、その歴史的・社会的形成の側面をめぐって、憲法上の権利論との整合を考えていきたい。それは、従来の憲法論における「天賦人権」という自然権的思考の否定ではなく、むしろ、自然的側面と人為的側面の調和として、——人権の救済的側面だけではなく、人権の創造という権利の形成的側面——をも加えることによって、憲法と民法の関係の整合を考え直す、ということである。